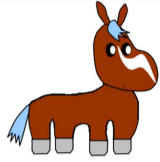


＜目次＞

- 法ってなあに？…1 ■責任の取り方…2
- 犯罪を犯したらどうなる？…2
- クロスワードパズル…2
- 検察官の仕事…3 ■検察事務官の仕事…3
- 検察官・裁判官・弁護士の役割…3
- もしもあなたが目撃者になったら…4
- ヒーゴくんが行く…4
- 広報案内…4



中学生のみなさんも考えてみましょう！

犯罪は、とても身近なところで発生しています。最近の少年非行等をもみても、新聞やニュースで報じられ社会の注目を集めるような重大な事件を少年が起こしたり、また、少年が様々な犯罪に巻き込まれ被害にあう事件も起きています。

そこで、「法」とは何か、何のために「法」が必要なのかということを考えてみましょう。

法ってなあに？

「法」とは何か？

「法」というと、何か難しく堅苦しいイメージを抱くかもしれませんが、一言で言えば社会にある様々な「ルール」のひとつです。

例えば、学校には登校時間や時間割などのルールがあり、地域にはゴミ出し日や分別の方法などのルールがあり、また、サッカーでは「ボールを手で扱ってはいけない。」というルールがあります。

法も、これらと同じルールのひとつです。



法の代表的なものって？

まず、「憲法」があります。

日本国憲法には、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という三つの原則や三権分立の原則などの国の大切なルールが定められています。

そのほかの代表的な法には、どのようなことをすると犯罪となり、どのような処罰を受けるかというルールを定めた「刑法」、犯罪を犯した人を処罰するための裁判のルール（手続き）などを定めた「刑事訴訟法」等があります。

そして、憲法は、国の最高法規であり、どのような法も憲法に反することを定めることはできません。

法と道德の違いって？

大切なルールのひとつに「道德」があります。

では、法と道德と、どこが違うのでしょうか。

それは、道德が強制力はないが自発的に守るべきルールであるのに対し、法はルール違反をする者に制裁を加え、強制的に守らせるルールであるという点が違うのです。

例えば、お年寄りに席を譲らなくても処罰されません（道德）が、自動車が左側通行をしないと処罰されます（道路交通法という法で定められています）。

では、なぜ法には強制力が認められるのでしょうか。

それは、法は、国民が自ら決めたルールだからです。

つまり、法というルールを決めるのは国会ですが、国会は選挙で選ばれた国民の代表によって構成されているので、国会で決めたルールは国民が自ら決めたルールと言えるからです。

法の役割って？

まず、法には「社会の秩序を維持する」という役割があります。例えば、自動車の通行方法のルールがなかったら、事故が起きてしまいます。

また、法には紛争つまりトラブルを解決し、「社会を安定させる」という役割もあります。

社会のルール

- 地域**
 - ・燃えるゴミは月曜
 - ・空き缶は黄色の袋
- 学校**
 - ・8:30までに登校
 - ・一時間目は数学
- 法**
 - ・他人のものは盗んではいけない
 - ・他人にケガをさせてはいけない
 - ・制裁を加えて守らせる
- スポーツ (サッカー)**
 - ・ボールを手で扱うことは禁止
- 道德**
 - ・お年寄りには席をゆずる
 - ・困った人をたすける

国民が自ら決めたルール **法**

自発的に守る **道德**

「法」って、堅苦しいイメージだけど、社会のルールのことなんだね。いろんなルールがあるね。

そうか？ 法があれば、トラブルを未然に防いだり、トラブルが起きても解決することができる。法には大切な役割があるんだね。

このように、法には、トラブルを未然に防ぎ、また、トラブルが起きてもみんなが納得できる方法で解決することができるという大切な役割があります。

熊本地方検察庁 広報キャラクター「ヒーゴ」

責任の取り方

社会的ルール

【責任】とはどんな意味があるのでしょうか。辞書には、3つ意味が書かれています。

- ① しないでほならないつとめ。「一を果たす。」
- ② 悪い結果が生じたとき、その損失や罰などを引き受けること。「一をとる。」
- ③ 《法》 自分の行為について負わされる法律的な制裁。

例えば、①は、生徒会長や部活のキャプテンなどを任されることになった場合に使う責任です。②は、ニュースなどで「〇〇会社の社長が責任をとって辞任しました。」などとよく耳にします。③は、少し表現が難しくなっています。この③の責任というのが、社会に出て、事件や事故を起こした場合に負わなければならない責任になります。

このあと、社会での責任の取り方について、みなさんの身近でも起こり得る『自転車による交通事故』を例にとりて説明したいと思います。

この読みかた... 知っていますか?

昨年一月一日に道路交通法が改められ、自転車にも新たなルールが加わりました。

歩道がない道路を自転車で行く場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行することができ、違反した場合には、六か月以下の懲役か、五万円以下の罰金になる可能性があります。



犯罪を犯したらどうなる?

～こんなことをしたらこんな罪になります～
みなさんの身近に起こるような事例を挙げて説明します。

Q1 Aさんは、本屋に行き、本を買おうとしたが、お金を使うのがもったいなくて、本を万引きしました。Aさんは、どのような罪になるでしょう?

A **窃盗罪(刑法第235条)**
他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、**10年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処する。

Q2 Bさんは、興味本位でシナーを吸いました。Bさんは、どのような罪になるでしょう?

A **毒物及び劇物取締法違反(同法第3条の3、第24条の3)**
第3条の3 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む物を含む。)であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。
第24条の3 第3条の3の規定に違反した者は、**1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

Q3 Cさんは、車を運転中によそ見をしてしまい、前方の車にぶつかって、その車の運転手にケガをさせました。Cさんは、どのような罪になるでしょう?

A **過失運転致傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条)**
自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、**7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金**に処する。ただし、その怪我が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

Q4 Dさんは、Eさんのことが気に入らなかったで、殴ってケガをさせました。Dさんは、どのような罪になるでしょう?

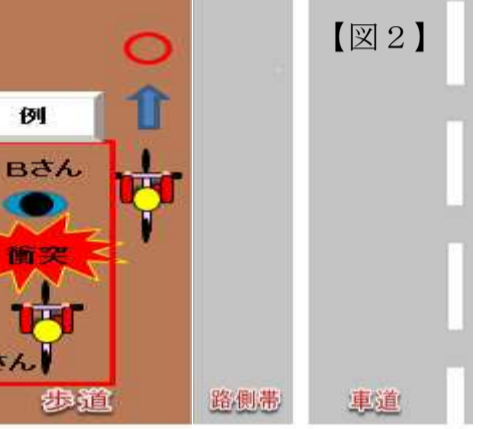
A **傷害罪(刑法第204条)**
人の身体を傷害した者は、**15年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処する。

Q5 Fさんは、通行人Gさんの手提げバッグを無理矢理奪おうと思い、バッグを力一杯引っ張り、Gさんを転倒させてバッグを奪い、その時、Gさんにけがをさせてしまいました。Fさんは、どのような罪になるでしょう?

A **強盗致傷罪(刑法第240条)**
強盗が、人を負傷させたときは**無期又は6年以上の懲役**に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。



歩道を行く場合は、左側の歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行することができ、違反した場合には、六か月以下の懲役か、五万円以下の罰金になる可能性があります。



その際には、検察官が、裁判所に起訴することで、刑事裁判が始まります(詳しくは、次頁の『検察官の仕事』で説明しています)。

自動車による事故の場合は、運転免許の取り消しや停止の処分になることがあります。これが行政上の責任です。自転車を運転するには免許は必要ありませんので、自転車での事故の場合は、行政上の処分はありません。ただし、平成二十七年六月頃からは、一定の違反を繰り返した自転車運転者に講習の受講命令が出されるようになります。自転車運転者もルールを守って安全運転をする義務があることをみなさんにもっと知っていただけたらいいと思います。

刑事上の責任

Aさんは、自転車で走行中、考え事をして前をよく見ていなかったという過失(不注意によって、事故を予想しなかったりしたこと)によってBさんに怪我を負わせているので、刑法の重過失傷害罪という罪の処罰対象となります。処罰される場合には、五年以下の懲役や百万円以下の罰金などになります。

行政上の責任

そんな時は民事裁判によって補償額などを決め、解決することになります。民事裁判は、BさんがAさんに対して裁判を起こすことで始まります。実際に小学生が自転車で歩行者をはねて、歩行者は寝たきり状態になり、小学生の親に多額の損害賠償金の支払いを命じる判決が出た事例があり、ニュースなどで話題になっていました。

民事上の責任

Bさんには何の落ち度もないで、当然BさんはAさんに怪我の治療費のほかに、怪我で仕事を休んだ分の収入に相当する金額を請求するでしょう(損害賠償)。しかし、何の保険にも入っていないければ、Aさんは、請求された金額を補償しきれないかもしれません。

クロスワードパズル

ちょっとフレイクタイム

クロスワードパズルの設問

<タテのカギ>

- ① 窃盗は〇〇〇〇第235条に書いてあるよ。罪を犯したら、この法律に基づいて処罰されるんだ。
- ② 特定の人に対して一定の給付をしなければならない義務のこと。〇〇〇を負う。⇔債権。
- ③ 西郷隆盛が飼っていた犬の名前。
- ④ 外国の領域内においてその国の法律の支配を受けない特権のことを〇〇〇法権と言います。
- ⑤ まわり道をする事。遠回りをする事。
- ⑥ 平和の象徴とされる鳥。〇〇が豆鉄砲を食ったよう。
- ⑦ 車を〇〇〇〇するには、免許証があるよ。
- ⑧ 公訴〇〇〇が完成すると、犯人を処罰できないんだ。
- ⑨ 証明の根拠。あかし。論より〇〇〇〇。
- ⑩ 四季の一つ。春。〇〇。秋。冬。
- ⑪ 犯人を捕まえること。現行犯人〇〇〇。

<ヨコのカギ>

- ① 検事や検察事務官が働いている役所。熊本地方〇〇〇〇〇〇。
- ⑥ 犯罪行為のこと。犯人は必ず〇〇〇〇現場に戻る?
- ⑫ 原因と結果のこと。〇〇〇関係。
- ⑬ 検察庁は〇〇〇省に属しています。刑務所や保護観察所も同じだよ。
- ⑭ 距離や時間などで、それより少ない範囲のこと。⇔以外。
- ⑮ 〇〇も実力のうち?
- ⑯ 犯人などの両手にはめる鉄製の腕輪。〇〇〇〇をかける。
- ⑰ くらい。身分のこと。高い〇〇につく。
- ⑱ ショウガ科の多年草。英語名はターメリック。カレーには欠かせない香辛料だよ。

※答えは最終頁のQRコードのHPを見てね!

①		②	③	④	⑤
		⑫			
⑬	⑦		⑭	⑩	
⑮			⑨		
	⑯	⑧			⑪
⑥				⑰	
		⑱			

検察庁は、法務省に属し、『検察官』や『検察事務官』が働いている所です。では、どのような仕事をしているのでしょうか。

検察官の仕事

検察官とは、「検事」と「副検事」とを合わせた呼び名です。

月9ドラマで某イケメン俳優演じる主人公が検事として活躍していたので、知っている方も多いのではないのでしょうか。

この検察官が行う仕事は、主に、刑事事件についての「捜査」と「公判」の二つに分かれます。

まず、犯罪が起こると、警察などの捜査機関が犯罪を行った疑いのある人（「被疑者」）を捜しだし、証拠を集めた上で、検察庁に事件を送ります（「送致」と言います）。

検察官は、その被疑者が本当に犯人なのか、また犯人であると思われる場合どのような罪にあたるのかなどを判断するために、被疑者や被害者、目撃者から話を

聞くなど様々な方法で証拠を集めます。

その上で、検察官は、被疑者を裁判にかける（「起訴」）か、裁判にかけない（「不起訴」）かを判断します。

原則として、起訴するかどうかを判断できるのは検察官のみであり、検察官は、無実の人を絶対に起訴しないという原則に従ってこの判断を行っています。

これが一つ目の捜査という仕事です。

そして、起訴した場合、検察官は、裁判所の法廷で開かれる裁判に立ち会い、証拠を提出して、被告人（起訴されるとこう呼ばれます）が犯人であるというのを証明したり、どのような罰を与えるべきか裁判官に対して意見を述べたりします。

述べたりします。

これが二つ目の仕事である公判です。

裁判で有罪の判決が出た場合には、検察官が刑罰の執行（被告人を刑務所に入れたり、罰金を払わせること）を指揮します。

これらの仕事は、人の人生を左右してしまう非常に責任の重い仕事ですが、検察官は、常に強い熱意と責任感を持って仕事に取り組んでいます。



検察事務官の仕事

検察事務官は、検察官と比べて人数が多く、より多様な仕事に関わっていますが、その内容は、大きく分けると、捜査公判部門、検務部門、事務局部門の仕事に分かれます。

捜査公判部門では、検察官とペアを組み、取調べの際の書類作りなど捜査と一緒に立会事務官などが活動しています。

検務部門では、刑事事件や証拠品の受理、裁判で有罪となつた人への刑の執行や罰金の徴収の手続などを行っています。

事務局部門では、給与の支給や物の購入など職員が働きやすい環境を整備する仕事を行っています。

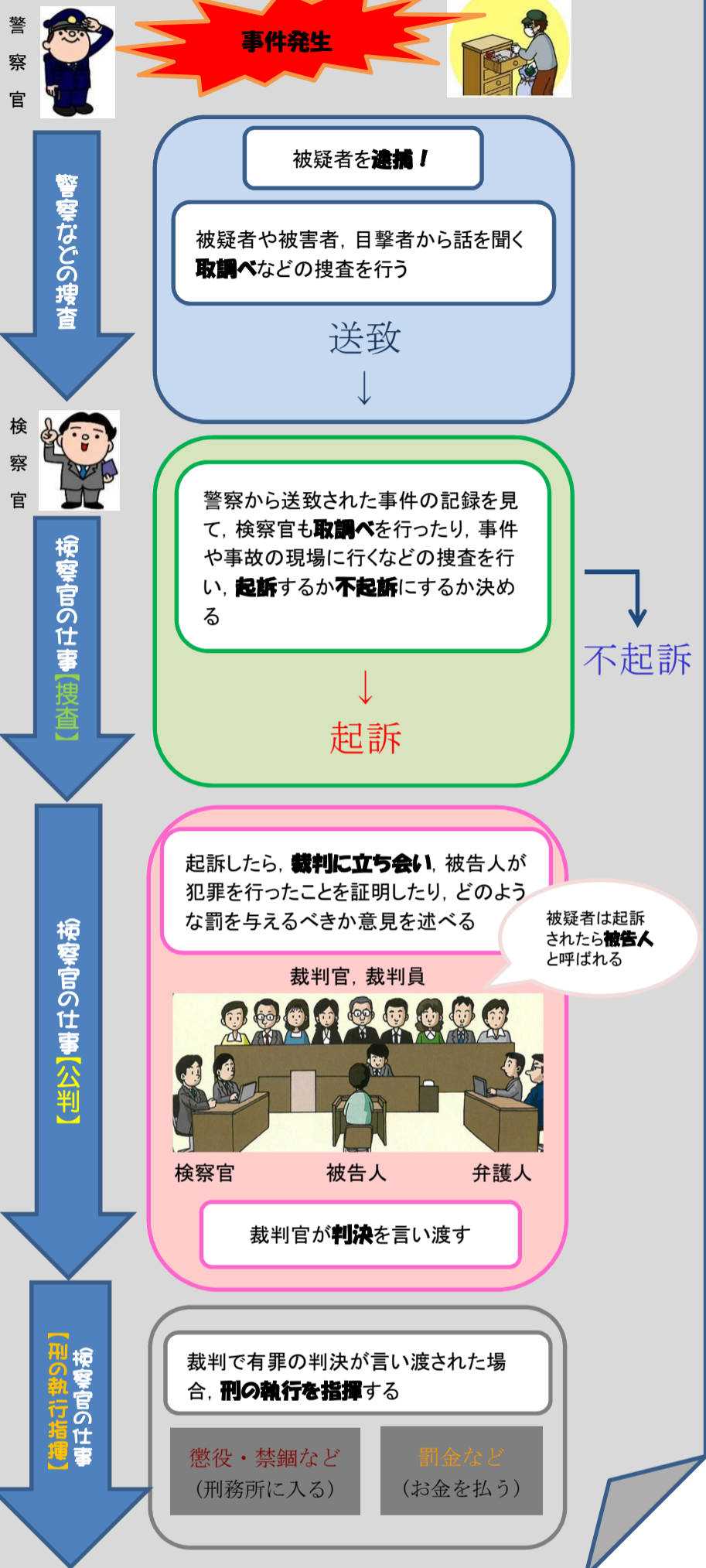
なお、検察事務官は、一つの部門に留まるのではなく、これらの各部門を数年ごとに異動することが多く、幅広い実務知識

を習得することが要求されます。

検察官と検察事務官の関係は、しばしば医者と看護師のような関係と例えられることがあります。診察や手術のスペシャリストである医者を、受付や注射といった幅広い作業を行う看護師が支えることで病院が成り立っているように、検察庁もまた、捜査公判のスペシャリストである検察官を、検察事務官が様々な面から支えることで成り立っているのです。



刑事事件の流れ



裁判官、検察官、弁護士の役割って何だろう？

裁判官の役割

裁判をつかさどり、人を裁く役割を担う。

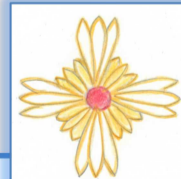
刑事裁判では、検察官、被告人双方の言い分を聞いて、被告人が本当に罪を犯したのかを証拠に基づき明らかにします。有罪であれば、検察官の求刑が妥当であるかを判断し、判決を下します。

また、民事裁判では、和解を提案することもあり、柔軟に解決を導き出します。



裁判官のバッジ

検察官のバッジ

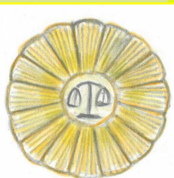


弁護士の役割

依頼人の法律上の権利や利益、人権を守る、えん罪の防止。

刑事裁判の場合、犯罪を犯した「悪い人を守っている」ということではなく、被告人が有罪であったとしても、行き過ぎた刑罰が科されたり、違法な手続きが見逃されたりしないようするためにも、被告人の立場から意見を述べ、証拠を提出します。

また、被告人の代わりに被害者と話をしたり、示談の手続きを行ったりします。



弁護士のバッジ

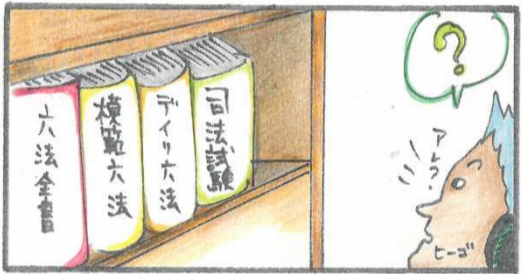
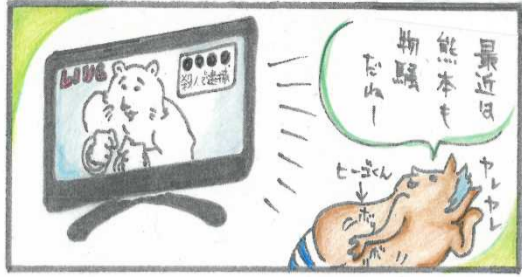
検察官の役割

捜査を行い、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が犯した罪がどのような罪に当たるかを見極め、最終的に被疑者を裁判にかけるか、かけないかを判断する。

これは、原則として検察官のみに認められた権限です。

起訴をした場合は、被告人（起訴された被疑者のこと）が、どのような犯罪を犯し、どの法律に違反するのかを説明し、どの程度の刑罰に当たるかを示して、裁判官に求刑します。

七色人があそぶ



続きはWebで!

もしも あなたが目撃者になったら

犯罪や事故は、とても身近なところで起こっています。
もしかしたら、あなたの周りで起こり、その場面を目撃してしまうかもしれません。
次のような事例で考えてみましょう。

【事例】

ある日、A君は、交差点の横断歩道を青信号で渡っていました。

その時、前から走ってきたBさん運転のバイクと、左側から信号を無視して走ってきたCさん運転の車がぶつかり、Bさんは転んで大けがをしまいました。

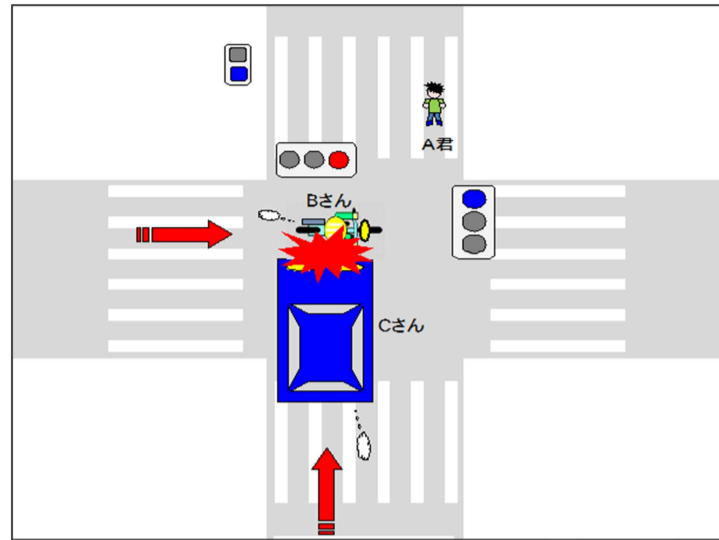
この場合、Cさんが赤信号を無視して交差点に入り、事故を起こしているため、Cさんには、7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金が科せられることになるでしょう（「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反」という罪になります。）。

しかし、Bさん、Cさんの言い分が次のように食い違っています。



私は、ちゃんと青信号を確認して交差点に入りました。

バイクを運転していたBさん



Bさんの言うことは嘘です。私の方が青信号でした。



車を運転していたCさん

「検察官の仕事」の中でも触れましたが、検察官は100%有罪であるという確信がなければ起訴に踏み切ることはありません。

そのため、検察官は、「Cさんの話が嘘でBさんが本当のことを言っているのではないか?」と思ったとしても、Bさんの話が絶対に信用できると考えられる証拠がなければ、結局、「どちらの信号が青だったのかははっきり分からない。」という結論になり、Cさんを起訴することはできません。

このようなとき、A君のような目撃者がいて、正直に「僕

が青信号で渡っていたときに事故が起きた。僕はねられるかと思って怖かった。」と話をしてくれれば、検察官は、A君が渡っていた横断歩道の信号が青であれば、当然、Bさんの信号も青であったと考えることができるので、Cさんを起訴して、刑事上の責任を問うことができるでしょう。

事件や事故を解決するためには、目撃者の証言もとても大事になってきます。

もし、皆さんが犯罪や事故の目撃者になり、警察や検察庁から協力を求められたときは、必ず協力してくださいね。

こんなこともしています!

検察庁・裁判所見学会

6月26日、検察庁と裁判所の合同見学会を開催しました。当日は、11名の方に参加していただきました。見学会では、DVD上映の後、見学者の方が検察官役となり、模擬取調べ（詐欺事件）を行っていただきました。見学会会場には、実際に使用している手錠や警棒、逮捕状等の見本を展示して、触れていただくなどしました。



検察官による説明

インターンシップ(職業体験)

検察庁では、インターンシップ（職業体験）の受け入れも行っており、8月4日、熊本北高校1、2年の生徒さんが体験に来てくれました。当日は、検察庁や裁判所を見学したり、現役の検事による業務説明や模擬取調べを体験してもらいました。また、北高校出身の検察庁職員とのざっくばらんな会話をを行うことで、検察庁の仕事を理解してもらいました。



小・中・高校の教員の方々に対する研修

8月7日、小・中・高校の教員の方々を対象に研修を実施しました。研修には、20名の方に参加していただき、法廷の見学や裁判員裁判の模擬裁判を経験していただきました。模擬裁判は、検察庁が各学校に出向いて授業で実際に行うプログラムを体験していただきました。当日は、逮捕状や勾留状の見本等の展示も行いました。



模擬裁判

出前講座等

検察庁では、出前講座等も実施しており、山鹿市民、会社員、各学校の生徒の方々に検察庁に来ていただいたり、学校等に出向いたりして、検事による業務説明や、裁判員制度の説明を行っています。出前講座等は、DVDやプロジェクターを使用して、分かりやすく理解していただけるように工夫しています。また、いろいろな質問にお答えして、業務内容や裁判の仕組みなどを理解していただいています。



～検察庁のこと もっと知りたい方へ～

熊本地方検察庁では、**出前教室・移動教室**を行っています!

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっと知りたいという方がおられましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、検察官の仕事や裁判員制度等について分かりやすく紹介したDVDの貸出しやパンフレットの配布も行っています。

熊本地方検察庁



●お問い合わせ先●

〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目12番11号熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

TEL 096-323-9035 FAX 096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

HP <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

QRコード



熊本地方検察庁

検索

